病棟転換型居住系施設に関する緊急アピール

　昨年来、厚生労働省では「精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会」が開催され、本年３月には「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」が告示されました。同指針のなかで引き続きの検討課題とされた地域の受け皿づくりの在り方等に係る具体的な方策について、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」が取りまとめられました。

本取りまとめのなかでは、「地域移行のための病院資源の有効活用」という名目で、不必要となった建物設備等を居住施設にする「病棟転換型居住系施設」、グループホームを病院敷地内に設置することを容認する方向が打ち出されました。11月中には敷地内グループホームを認める省令改正のためのパブリックコメントが行われ、来年3月にはそれを認める省令改正が予定されています。

そもそも厚労省の上記検討会は、構成員25人のうち、精神障害当事者2人、家族1名、一方で医師が13名という偏った構成であり、その検討結果は十分に当事者の意見が反映されているものとは言えません。そのような検討会から導き出された取りまとめには重大な疑義があります。

精神科病院に入院している人たちが帰る場所は、地域であり、今ある精神科病院の病棟を転換してアパートなどにしてもそこは地域ではありません。同じ場所にいながら退院したことにしてしまうこの政策は、地域移行に真っ向から反することであり、この動きに私たちは強く反対し、そのような省令改正を行わないよう強く求めます。

また、この病棟転換に要する費用に消費税の増税分により創設する基金が充てられようとしています。このような施設の建築のために血税を用いるなどあってはならないことであり、決して許してはいけません。

本年は我が国の障害者権利条約の批准元年です。それにもかかわらず、本年９月に再開した障害者権利条約の監視機関である内閣府障害者政策委員会では、精神障害、知的障害の当事者委員が外されました。これはNothing About Us Without Us！（私たち抜きに私たちのことを決めないで）の精神に逆行するものです。これに厳重に抗議すると共に、速やかに従来通り当事者の意見を反映すべく当事者委員を復活させるよう強く求めます。

私たちは、我が国の過剰な精神病床を延命させるための新たな隔離施設を作り出すこの動きに強く反対し、障害があってもなくても市民として平等に地域に暮らすことができるよう強く求めます。

2014年11月13日

STOP! 病棟転換型居住系施設!!　生活をするのは普通の場所がいい

病棟転換型居住系施設について考える院内集会part 2　参加者一同